



教えてマッタマン!



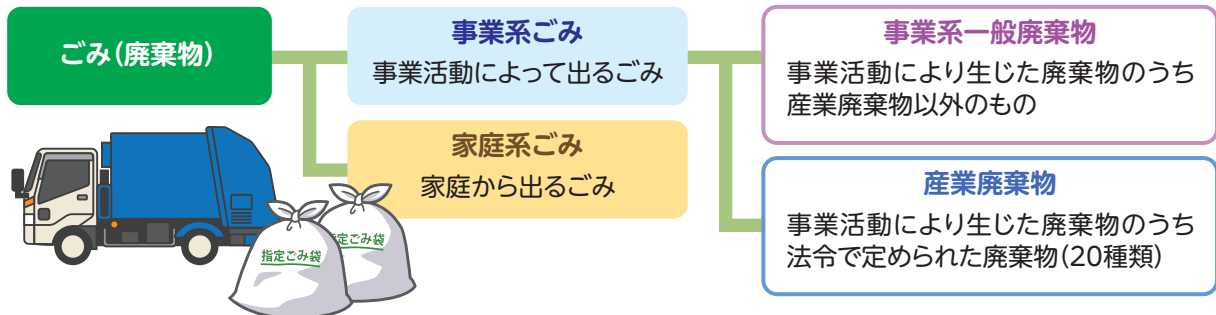
第86回

事業系ごみは町内のごみ置場に出さないでください!

こんにちは、マッタマンです!

事業系ごみとは、事務所や飲食店などの事業所から事業活動によって発生するごみのことを指します。事業系ごみは事業者自らの責任で適正に処理しなければならないため(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条)、町内のごみ置場には出さないでください。

ごみの分類



事業系一般廃棄物の処理

- 1 東部知多グリーンセンター(エコリ)に直接搬入
- 2 一般廃棄物収集運搬許可業者に処分を委託

許可業者一覧はこちらをご確認ください



産業廃棄物の処理

産業廃棄物は市で処理できません。以下の機関にお問い合わせください。

- 1 愛知県産業資源循環協会 ☎052-332-0346
- 2 尾張県民事務所廃棄物対策課 ☎052-961-7211

事業所から排出される資源

事業所から排出されるごみの中には、資源化可能なものも含まれています。東部知多グリーンセンターへは、古紙・缶類・ビン類・ペットボトルなどの資源物は搬入できませんので、以下の回収業者をご利用ください。

品 目	回収業者	電話番号	回収料金などは直接回収業者にお問い合わせください
古紙・缶類・ビン類・ペットボトル	(株)中西	☎0562-97-6925	
	トヨタケユニティ(株)	☎0562-98-0200	
金属くず	アルメック(株)	☎0562-97-7215	

第43話 お仕事で出たごみは...

絵:豊明高等学校イラストレーション部
川村ななみさん、田島楓花さん

